

環境配慮契約法基本方針の改正案に対する パブリックコメントの提出状況と対応

○意見募集の対象：環境配慮契約法基本方針の改正案

○意見募集期間：平成20年12月19日～平成21年1月18日

○意見提出の状況

【意見提出の総件数】 5 件

【提出者の内訳】 事業者 1 件
一般 4 件

【意見内容の総件数】 6 件

解説資料の改正案に対する意見 6 件
 解説資料（総論）に関する意見等 1 件
 解説資料別紙に関する意見等 5 件

解説資料（総論）に関する意見等

2. その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

(1) すべての契約における環境配慮の推進

No	主な意見の概要	考え方
1	事業者が環境マネジメントシステムを構築していくことは、事業者の社会的責任等の観点から非常に重要であり、改定案の趣旨に賛同。 ISO14001やエコアクション等のいわゆる外部認証の環境マネジメントシステム以外に、企業又は企業グループが独自に規格を策定し構築した自己宣言型の環境マネジメントシステムがあることから、こうした自己宣言型の環境マネジメントシステムも含めるべき。	解説資料に示したとおり、環境マネジメントシステムは「事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み」であり、いわゆる外部認証以外の仕組みも対象になります。実際の調達に当たっては、調達者の判断に委ねられることとなりますが、評価のための資料が膨大になると共に、公平性、透明性、客観性の確保のためには適切な評価基準が必要であり、困難であると考えられます。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。

解説資料別紙に関する意見等

OA機器の購入及び賃貸借等に係る契約に関する検討事項（案）

No	主な意見の概要	考え方
2	PC・サーバー等の消費電力量はコピー・プリンターよりも大きいと考えられることから、まずは、対象をPC・サーバー及びそれらに関連する設備（サーバー室など）とすべき。	コピー機・プリンタは、配置の工夫による削減が見込めることから、検討対象としています。 また、現在PCは1人が1台ずつ使用するのが通常であるため、調達に当たっては、個々の機器の省エネ性能を担保するため、既にグリーン購入法において判断の基準（省エネ法のトップランナー基準を準用）を定め、基準を満たす製品を調達しています。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、ご意見のPC・サーバ及びそれらに関連する設備を対象とすることについては、次年度以降の検討に当たって参考とさせていただきます。
3	情報システム部門は、プリンタ調達においては予算を含め管理しており、また総合評価に関する調達ノウハウを数多く有していることから、環境配慮契約に当たっては、調達部門の一元化を行い、各省庁情報システム部門が主体となって調達準備をすべき。	ご意見のとおり、予算管理や調達業務の連携・調整により、発注の一元化を図っていくことが望ましいと考えます。また、一部省庁では一部機関において調達の一元化を行う決定がなされている事例もあります。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
4	OA機器実態調査を官公庁職員が行った場合、正確な調査分析ができるのか疑問。また、事務効率化に逆行するおそれがある。 各省庁ごとに別途予算で専門事業者に業務委託してOA機器実態調査を実施すべき。 (同様意見他1件)	OA機器実態調査の結果が平成22年度以降の調達に用いられることを念頭に置いたうえで、調査に要する時間、費用、必要とされる調査結果の精度等を勘案しつつ、各省庁の判断で調査体制を決めることとしています。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。
5	調達においては、判断基準となる項目の十分な検討、評価における公平性・透明性確保の方法の検討が必要である。	総合評価落札方式における技術評価項目の選定には十分な検討が必要と考えます。また、技術提案の審査・評価に当たっては審査会等を組織して公平性・透明性を確保することが望ましいと考えます。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針案のみを対象とするものですが、検討の参考とさせていただきます。